

## 訪問型サービス契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人松波福祉会
主たる事務所の所在地	〒949-3216 上越市柿崎区柿崎6414番地の1
代表者（職名・氏名）	理事長 新部 直彦
設立年月日	昭和60年 8月19日
電話番号	(025) 536-4400

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホームよねやまの里	
サービスの種類		従前相当のサービス
		緩和した基準によるサービス
事業所の所在地	〒949-3216 上越市柿崎区柿崎6414番地の1	
電話番号	(025) 536-6673	
指定年月日・事業所番号	平成27年 4月 1日指定	1570301430
管理者の氏名	小田 里美	
通常の事業の実施地域	上越市柿崎区	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービス（介護予防・日常生活支援総合事業サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身機能の維持・改善を図り、利用者の生活機能の向上のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスは、は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

#### 5. 営業日時

営業日	365日
営業時間	午前7時30分から午後6時30分まで

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤6人以上

#### 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者兼サービス提供責任者の氏名	小田 里美
サービス提供責任者の氏名	阿部 智子

#### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用料」は上越市が定めた金額であり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、別紙「料金表」に示すとおりです。「利用者負担額」は原則として基本利用料の1割の額ですが、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、上越市から交付される「負担割合証」の負担割合に応じてご負担いただきます。

なお、上越市が定めた基準額が改定された場合ならびに、負担割合証の負担割合に変更が生じた場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい「料金表」にて書面でお知らせします。

## 9. 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて毎月10日までに前月分を請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）に、当法人が取り扱う次のいずれかの金融機関のうち、あなたが指定する口座より引き落とします。 ◇取り扱う金融機関は別紙「自動引落取り扱い金融機関一覧」
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ゆうちょ銀行 0五九店 口座番号（当座） 0063401

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	特別養護老人ホームよねやまの里 訪問介護 上越市柿崎区柿崎6414番地の1 電話（025）536-6673 FAX（025）536-4405	
	時間	毎日午前8時30分～午後5時30分
	担当者	サービス提供責任者 阿部 智子
	その他	その他時間帯についても社会福祉法人松波福祉会が運営する特別養護老人ホームよねやまの里で受付け、速やかに管理者に報告します。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	柿崎区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025) 536-6704
	上越市高齢者支援課	電話番号 (025) 526-5111
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 (025) 285-3022

### 13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的（おおむね6か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

### 14. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 15. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を予防するために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施します。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を置きます。  
担当者：管理者 小田里美

### 16. 身体拘束

身体拘束等の適正化の観点より、以下の措置を講じます。

- (1) ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 17. 職場におけるハラスメント対策

適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 18. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	①. あり	実施日	令和 5年 6月 1日
		評価機関名称	公益社団法人 新潟県介護福祉士会
		結果の開示	① あり 2. なし
2. なし			

## 19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 上越市柿崎区柿崎6414番地の1

名 称 社会福祉法人 松波福社会

特別養護老人ホームよねやまの里 訪問介護

代表者 理事長 新部 直彦 印

説明者 職名

氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印

立 会 人 住 所

氏 名 印